

議案第47号

相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び、相楽郡広域事務組合規約（昭和56年8月1日規約第1号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

相楽郡広域事務組合の共同処理する事務を変更し、相楽郡広域事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

相楽郡広域事務組合規約の一部を変更する規約

相楽郡広域事務組合規約（昭和56年8月1日規約第1号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

相楽広域行政組合規約

第1条中「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

（1）関係市町村の連絡調整に関する事務

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6）相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事務

第11条第5項中「第3条第1号及び第2号」を「第3条第1号」に改める。

第13条を削る。

別表を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

相楽郡広域事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

変更後	変更前
<p><u>相楽広域行政組合規約</u></p> <p>(組合の名称)</p> <p>第1条 この組合は、<u>相楽広域行政組合</u>（以下「組合」という。）という。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) <u>関係市町村の連絡調整に関する事務</u></p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(2) <u>相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務</u></p> <p>(3) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務</p> <p>(4) <u>浄化槽法</u>（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業及び廃棄物処理法第7条第1項の規定に</p>	<p><u>相楽郡広域事務組合規約</u></p> <p>(組合の名称)</p> <p>第1条 この組合は、<u>相楽郡広域事務組合</u>（以下「組合」という。）という。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) <u>広域市町村圏の振興整備に関する計画策定及び同計画に基づく事業の実施のための連絡調整に関する事務</u></p> <p>(2) <u>前号の計画に基づく次に掲げる広域的な事業の実施に関する事務</u></p> <p>ア <u>文化に関する事業</u></p> <p>イ <u>人材活用及び人材育成に関する事業</u></p> <p>ウ <u>健康づくり及びスポーツ活動に関する事業</u></p> <p>エ <u>相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事業</u></p> <p>オ <u>交流に関する事業</u></p> <p>カ <u>地域情報化に関する事業</u></p> <p>キ <u>地域イベントの開催に関する事業</u></p> <p>ク <u>観光に関する事業</u></p> <p>ケ <u>地域経済・地場産業の振興に関する事業</u></p> <p>(3) <u>相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務</u></p> <p>(4) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務</p> <p>(5) <u>浄化槽法</u>（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業及び廃棄物処理法第7条第1項の規定に</p>

<p>よる一般廃棄物処理業(浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う浄化槽清掃業の許可を有する者に限る。)の許可に関する事務</p> <p>(5) 消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第2項の規定に基づく消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(6) <u>相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事務</u></p> <p>第4条～第10条 (略) (事務局)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3条第1号に関する事務処理をするため幹事会を置く。</p> <p>第12条 (略) (基金)</p> <p><u>第13条 削除</u></p>	<p>よる一般廃棄物処理業(浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う浄化槽清掃業の許可を有する者に限る。)の許可に関する事務</p> <p>(6) 消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第2項の規定に基づく消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務</p> <p>第4条～第10条 (略) (事務局)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3条第1号及び第2号に関する事務処理をするため幹事会を置く。</p> <p>第12条 (略) (基金)</p> <p><u>第13条 組合に、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金(以下「基金」という。)を設ける。</u></p> <p>2 基金は、関係市町村の出資金及び京都府の補助金により設置する。</p> <p>3 関係市町村からの出資金の額は、別表の出資金合計欄の額とする。</p> <p>4 基金の運用から生じる収益は、第3条第2号の事業を実施するための財源に充てる。</p> <p>5 基金に属する財産のうち、関係市町村からの出資金総額及び京都府からの補助金に相当する額は、これを処分することができない。</p> <p>6 組合が解散するときには、基金に属する財産は、出資金の額の割合に応じ、関係市町村に帰属する。</p>
--	---

別表（第13条関係）削除

別表（第13条関係）

市町村名	種別		人口割合	均等割(30%) (千円)	人口割(70%) (千円)	出資金合計 (千円)
	人口(人)	比率(%)				
木津川市	50,963	62.1	81,000	273,860	354,860	
(旧) 山城町	9,365	11.4	27,000	50,270	77,270	
(旧) 木津町	24,552	29.9	27,000	131,860	158,860	
(旧) 加茂町	17,046	20.8	27,000	91,730	118,730	
笠置町	2,319	2.8	27,000	12,350	39,350	
和束町	6,234	7.6	27,000	33,520	60,520	
精華町	18,359	22.4	27,000	98,780	125,780	
南山城村	4,171	5.1	27,000	22,490	49,490	
計	82,046	100.0	189,000	441,000	630,000	

備考

- 1 人口割合の欄の「人口」とは、平成4年3月31日現在における住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を合計したものである。
- 2 木津川市の数値は、合併前の山城町、木津町及び加茂町から承継された数値を合計したものである。